

# 「前橋市屋外広告物条例」の改正に関する パブリックコメント（意見募集）資料

## 1 条例改正の趣旨

### （１）管理が不十分な屋外広告物による事故の発生

平成27年2月、北海道札幌市内で屋外広告物の一部が落下し、歩行者を直撃して意識不明の重体となる事故が発生しました。事故発生の要因として、日常の管理が適切に行われていなかったことに加え、責任の所在も明確ではありませんでした。

### （２）国・県の動き

札幌市の事故を受け、国が条例ガイドラインを改正。群馬県も令和7年度からガイドラインに即し、安全点検強化を目的とした条例改正を行いました。

### （３）市の現状

前橋市においても令和5年に看板落下事故が発生しました。幸いにも人身事故には至りませんでしたが、昨今の風水災害の激甚化や冬季の強風といった本市固有の自然環境なども鑑み、安全点検のルールを強化することとなりました。

## 2 改正内容

すべての屋外広告物の安全管理の適正化を目指します

### （１）管理責任者の追加と範囲の拡大

屋外広告物の管理責任者として所有者と占有者を追加し、責任の所在を明確化します。

### （２）すべての屋外広告物について有資格者による安全点検義務が課されます。

これまでの安全点検は大規模な屋上広告物以外、とくに点検者の資格要件は定められていませんでした。

改正後は、全ての屋外広告物の安全点検を※有資格者によるものとします。

※有資格者：屋外広告士、屋外広告点検技能講習修了者、屋外広告物講習会修了者等

### （３）安全点検項目が17項目に詳細化されます。

点検項目を現在の7項目から17項目へ増やし、より詳細なチェック体制をしめます。

主な改正点は以上となっております。（施行予定日 令和8年4月1日）

※詳しくは次ページ以降をご覧ください、ご意見をお寄せください。

・ 2～3 ページ 主な改正点

## 3 意見募集期間

令和7年8月25日（月）から令和7年9月24日（水）まで

## 4 意見の提出方法

①所定の意見提出用紙に必要事項を記入してください。

②以下のいずれかの方法で提出してください。

郵送 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1

前橋市役所 都市計画課 景観・歴史まちづくり係 あて

ファックス 027-221-2361

電子メール [toshikeikaku@city.maebashi.gunma.jp](mailto:toshikeikaku@city.maebashi.gunma.jp)

窓口<sup>に直接提出</sup> 前橋市役所（9階都市計画課・2階情報公開コーナー）、前橋プラザ  
元気21（1階にぎわい商業課）、各支所、各市民サービスセンター・各公民館・各コミュニティセンター

【問い合わせ先】

都市計画部 都市計画課 景観・歴史まちづくり係  
電話：027-898-6974

主な改正点

（管理義務）

第31条 許可表示者その他の屋外広告物等の表示等を行う者若しくはこれらの者から当該屋外広告物等の管理を委託され、若しくは依頼された者又は次条第1項に規定する管理責任者又は広告物等の所有者若しくは占有者（以下、広告物の所有者等）は、当該屋外広告物等に関し補修、除却その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。

【説明】

管理義務者として屋外広告物の設置者、管理者に所有者及び占有者を追加し、責任を明確化にします。

※下線部分が追加されます。

（点検義務）

第32条の2

許可表示者その他の屋外広告物等の表示等を行う者若しくはこれらの者から当該屋外広告物等の管理を委託され、若しくは依頼された者又は前条第1項に規定する広告物の所有者等は、その所有し又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、屋外広告士その他これと同等の知識を有する者として規則で定める者に、当該広告物等の本体、接合部支持部分等の劣化及び損傷の状況を検証させなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りではない。

2 第15条第3項の規定による許可等の期間の更新を申請しようとするものは、前項の点検の結果を市長に報告しなければならない。

【説明】

すべての広告物等について有資格者による点検の義務化（条例・規則）条例第32条の2第1項本文の点検は、広告物の種類及び特性に応じて、3年を超えない期間ごとに目視、打診等により行うものとします。

※全文が追加されます

○条例32条の2 屋外広告士その他これと同等の知識を有する者として規則で定めるものについて

1 屋外広告物講習会修了者（自治体が開催する講習）

- 2 建築士（一級、二級、木造）
- 3 電気工事士
- 4 電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）
- 5 屋外広告物点検技能講習修了者（民間団体による講習）※追加
- 6 広告美術仕上げ又は帆布製品製造に係る職業訓練者等

ただし、令和9年4月1日から構造物の重要度（広告物等の高さ4m超）に応じ、点検資格者を厳格化し、上記の「1 屋外広告物講習会修了者（自治体が開催する）」は高さ4m以下の広告物のみ点検可能とします。

※高さ4mを超える広告塔や広告板は、工作物確認申請（建基法施行令第138条第1項）が必要となるため。

#### ○安全点検項目の細分化

点検項目を現在の7項目から17項目へ増やします。

様式第8号

## 屋外広告物安全点検報告書（案）

年 月 日

（あて先）前 橋 市 長 あて

報告者 住所

氏名

㊟

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

広告物の種類	屋上広告物・壁面広告物・突出広告物・建植広告物・その他			
設置場所				
点検年月日				
点検者	氏名			
	住所			
	電話番号			
	資格名称			
点検箇所	点 検 項 目	異常の有・無	改善の概要	
上部構造 基礎部・	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻との隙間、支柱ぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有	無	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有	無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有	無	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有	無	
その他	1 付属部材（※）の腐食、破損	有	無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	
	3 その他点検した事項（ ）	有	無	

注1 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引くこと

## 様式第8号

屋外広告物安全点検報告書		
年 月 日		
(あて先) 前橋市長		
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話 ( ) -		
前橋市屋外広告物条例第17条第2項の規定により、次のとおり報告します。		
点 検 項 目	点 検 結 果	改 善 の 内 容
取付(支持)部分の変形又は腐食	良・要改善	
主要部分の変形又は腐食	良・要改善	
ボルト、ビス等のさび	良・要改善	
表示面の汚損、たい色又ははく離	良・要改善	
表示面の破損	良・要改善	
照明装置の破損	良・要改善	
その他特に点検した箇所	良・要改善	
点検年月日 : 年 月 日		点検責任者 氏名 _____ (資格 : )
設置年月日 : 年 月 日		
(現在まで 年 月)		
備考		

注1 点検結果の欄は、該当する文字を囲むこと。

2 記載欄に点検事項のすべてを記載することができないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

3 点検責任者の資格については、建築物の屋上に設置する屋外広告物等で1面の表示面積が30㎡以上のものを設置するときに記入すること。